

滴な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者

- (2) その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術をもち、又はその素養があり、かつ、実行力のある者
- (4) 常に児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- (5) 家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間を割くことができ、かつ、健康である者

第4 民生委員推薦会

- 1 民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である推薦会の構成及び運営のいかんにかかわることから、民生委員・児童委員の選任に際しては、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、民生委員・児童委員

常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。

第4 民生委員推薦会

- 民生委員・児童委員の委嘱手続きにあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きいと、推薦会委員については法第8条及び民生

の選任の趣旨、推薦会委員の選任方法、推薦会の任務及びその運営方法等について講習会を行う等の方法により、積極的、かつ、具体的に指導すること。

2 民生委員・児童委員の選任に際しては、推薦会委員に対し、民生委員・児童委員の本分、その職務内容、民生委員・児童委員の選任の趣旨、推薦会の任務及びこの運営方法等について講習会を行う等の方法により、積極的、かつ、具体的に指導すること。

3 市町村長は、必要があれば、推薦会委員と現在の民生委員・児童委員との懇談会を開催する等の方法により、民生委員・児童委員に対する理解を深めるよう推薦会委員を指導すること。

4 市町村長が推薦会委員を委嘱する場合には次の事項について特に指導すること。

(1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。

(2) 推薦会委員の数は、法第8条第2項第1号から第7号までに掲げる各分野について2人以内の同数とすること。

(3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。

(4) 議会の議員の中から推薦会委員として委嘱する者は、その職務内容からみて、その市町村議会の厚生常任委員が適当であること。

(5) 民生委員の中から推薦会委員として委嘱する者は、真に民生委員・児童委員を代表し得る最適格者を委嘱すること。なお、民生委員協議会会長、副会長（市にあっては会長連絡会長等）が適当であること。

(6) 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者としては、市町村社会福祉協議会、その区域を単位とする日赤奉仕団、母の会、母子福祉団体、身体障害者福祉協会、児童福祉及び青少年問題に関する福祉団体等の代表者が考えられること。

(7) 教育に関係のある者としては、学校長、公民館長、その他学校教育、

委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

(1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。

(2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。

(3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。

社会教育に携わる者が考えられること。

- (8) 関係行政機関の職員としては、福祉事務所の職員又はその市町村の民生主管課の職員を委嘱することが適当であること。
- (9) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (10) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (11) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。

5 市町村の区域が広大であり、推薦会自体では候補者の適否を十分知ることが困難なため、学校区等適当な区域ごとに推薦準備会等を設けて候補者の下調べをさせ、推薦会においてその結果を参考に推薦することについては差し支えないが、推薦準備会等における候補者の下調べが少数の意見に左右されることのないよう、推薦会の構成に準ずる構成をとらせる指導や民生委員・児童委員の選任の趣旨を徹底すること。

6 推薦会の運営にあたっては、次の事項に留意するよう指導すること。

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、人選にあたっては、具体的な推薦基準を定め、かつ、適格性を調査するに足る資料に基づいて人選し、政治的利害その他の利害関係等により委員が委嘱されることのないよう十分留意するとともに、その運営についても適正に行われるよう配慮すること。
- (2) 推薦会の行う民生委員・児童委員候補者の推薦は、必ずしも定数どおりであることは要しないが、多数の候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適格者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適格者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、

- (4) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、

議事に関しては秘密を厳守させること。

- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、詳細に記録して保存させること。
- (6) 推薦会及び推薦準備会の委員に対しては、事前に民生委員・児童委員に関する必要な知識等について十分周知徹底を図ること。

7 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解囑されること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

- 1 専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者は常に、専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。委員となる都道府県議会の議員は、職務の内容からみて、厚生常任委員が適当であること。
- 2 専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 専門分科会の審査は、短時日で行う等形式的、機械的に終らせることのない

議事に関しては秘密を厳守すること。

- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委囑手続にあたっては、法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の審査及び適否に関する意見を聴取する地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の運営について果たす役割は重要であることから、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号。）第11条及び社会福祉法施行令（昭和33年6月27日政令第185号。）第2条の他、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委囑及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者は常に、審査専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

いよう厳に留意すること。また、推薦会の推薦が形式的に行われることを避けるため、特に次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。
- (2) 専門分科会には、できるだけ関係福祉事務所長、市町村民生主管課長、市町村推薦会の委員長等の出席を求め、参考意見を聴取することが望ましいこと。
- 4 専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取消することができること。

第6 民生委員・児童委員の委嘱

- 1 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を厚生労働大臣に送付すること。
- 2 委嘱辞令の伝達はできるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう次の要領によること。
 - (1) 都道府県、指定都市又は中核市の区域内の全民生委員・児童委員を参集させ、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長より直接辞令の伝達を行い激励すること。
 - (2) (1)により難しい場合は、各地区代表者の参集を求め都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長より辞令の伝達を行い激励すること。
 - (3) 都道府県の地域が広大であるとか、民生委員・児童委員の数が多いため、前各号により難しい場合は、都道府県、指定都市又は中核市内の数区域ごとにその区域内の民生委員・児童委員全員の参集と関係者の立合いを求め、都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はその代理者（副知事若しくは副市長又は民生主管部（局）長）が出席し、辞令伝達式を行うとともに引き続き研修を行う等の方法を講ずること。なお、辞令の伝達と同時に必要に資料を配布して、活動に便ならしめる

- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。

- 4 審査専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取り消すことができること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）により行うこと。
- 2 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。

とともに、指導激励を行うこと。

- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。

第7 民生委員・児童委員の解嘱

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
- (1) 職務の遂行に支障があるときは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、これに堪えない場合とは、主として傷い、疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
- (2) 職務を怠りとは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、職務上の義務に違反した場合とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
- (3) 民生委員たるにふさわしくない非行とは、刑法に規定する犯罪を犯した場合等をいうこと。
- 2 解嘱は、なるべく本人から願い出る方法をとらせ、この規定をみだりに用いないこと。
- 3 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に内申することができること。

- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。

- 4 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
- (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
- (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
- (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。
- なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。
- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。

- 4 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が民生委員・児童委員の解囑を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 5 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解囑の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 6 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 7 専門分科会は、解囑に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に通知すること。
- 8 民生委員・児童委員の解囑の具申を行う場合は専門分科会の同意を要し、同意がないときは解囑の具申はできないのであって、委囑の際のように意見を聞くのとは異なるから注意すること。
- 9 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、民生委員・児童委員の解囑を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解囑具申書（死亡届）（様式第2号）を厚生労働大臣に送付すること。

第8 民生委員・児童委員に対する研修等の実施

- 1 改選により、新たに選任された者に対して、速やかに研修を行うこと等により、民生委員・児童委員としての自覚を促すとともに、直ちに実践活動が行えるよう配慮すること。
- 2 研修にあたっては、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に従い、地域の実情に応じて適切に研修を実施すること。

- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解囑を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解囑の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解囑に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。
- 7 民生委員・児童委員の解囑の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解囑の具申はできない。この手続きは委囑時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解囑を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解囑具申書（死亡届）（様式第2号）によること。

様式第1号（推薦名簿）略
様式第2号（解囑具申書）略

様式第1号（推薦名簿）略
様式第2号（解囑具申書）略

「民生委員・児童委員の定数基準について」(平成13年6月29日付・雇児発第433号・社援発第1145号) 一部改正新旧対照表

(注) 児童委員・主任児童委員部分については、本案より変更の可能性がありますので、正式な通知の発出をもって実施いただきますよう、ご留意ください。

現 行	改正(案)
<p style="text-align: center;">記</p> <p>民生委員法第4条の規定に基づく民生委員・児童委員の定数は、市区町村ごとに次の基準により、各市区町村長の意見をきいて定めること。</p> <p>なお、市町村合併により、定数が大幅に変更する場合や、一人の民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)の担当する範囲が地理的に広大になる場合等については、住民に対するサービスの低下を招くことのないよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定となるよう留意すること。</p> <p>(基準)</p> <p>1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」 (略)</p> <p>2 「主任児童委員配置基準表」 民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>民生委員法第4条の規定に基づく民生委員・児童委員(主任児童委員は除く。)の定数は、市区町村ごとに次の基準1により、各市区町村長の意見をきいて定めること。<u>主任児童委員の定数については、基準2により算出するものとする。</u></p> <p><u>定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の種類等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定について留意すること。</u></p> <p>(基準)</p> <p>1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」 (略)</p> <p>2 「主任児童委員配置基準表」 民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。 (略)</p>

「主任児童委員の選任について」(平成13年11月30日付・雇児発第762号・社援発第2115号)一部改正新旧対照表

(注) 児童委員・主任児童委員部分については、本案より変更の可能性がありますので、正式な通知の発出をもって実施いただきますよう、ご留意ください。

現行	改正案
<p style="text-align: center;">主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数 主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。</p> <p>2 推薦の基準 主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成19年8月10日雇児発第0810005号社援発第0810002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第3 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。 (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活</p>	<p style="text-align: center;">主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数 主任児童委員の定数は、平成13年6月29日雇児発第433号社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。 <u>なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。</u></p> <p>2 推薦の基準 主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成●年●月●日雇児発●第●号社援発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。 (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活</p>

動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の

動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の

推薦を行う場合には、平成 19 年 8 月 10 日雇児発第 0810005 号社援発第 0810002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第 1 号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

推薦を行う場合には、平成●年●月●日雇児発●第●号社援発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の様式第 1 号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第 1 号を地方厚生(支)局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第 2 号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成 13 年 11 月 30 日厚生労働省発雇児第 414 号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

様式第1号								
主任児童委員の(指名・指名の解除※)について								
都道府県・指定都市・中核市名								
市町村名	氏名	年齢	性別	職業	経歴年数	指名・指名の解除を行う年月日	指名・指名の解除を行う理由	備考

※該当する方に○をしてください。

様式第2号

民生委員・児童委員 氏名
主任児童委員の指名を解除します
年 月 日
厚生労働大臣 氏名
印